

ストレスチェック業務委託仕様書

1 委託業務の名称

ストレスチェック業務委託1式

2 対象職員数（予定）

対象職員数（見込み受検者数）は、Web アカウント作成者数及び紙面作成数量とし、以下のとおりとする。

また、紙面で受検した者のデータは受託者がシステムに入力するものとする。

なお、対象職員数は変更する場合がある。

(1) クラウド型システム（Web） 112 人（本庁勤務職員）

(2) 紙面 7,000 人（病院勤務職員）

3 委託業務の内容（紙面）

(1) ストレスチェックシートによる調査は、「岩手県立病院令和8年度心理的な負担の程度を把握するための検査実施要領」により実施する。

① ストレスチェックに必要な質問及び回答用紙は受託者の提供するものを使用し実施する。

② 委託者は、紙面実施対象者リストをデータで受託者に提供する。

③ 受託者は、対象者情報を入力したストレスチェックシートを委託者の指定先に納品する。

(2) 個人分析を行い、個人毎のストレスプロフィールを作成する。

① 委託者は回答済みのストレスチェックシートを受託者へ送付する。

② 個人調査結果の分析及び集団分析は、受託者が持つ分析方法による。

③ ストレスプロフィールは個人毎に密封したうえで委託者の指定先に納品する。

④ ストレスプロフィールには、委託者の指示する文書等を同封可能とし、同封作業は受託者が行う。

⑤ 経年比較対応として、委託者が提供するデータにより前年度との比較情報を表示する。

(3) 集団集計結果等を報告する。

① 回答データファイル、高ストレス者リスト、集団集計（回答結果、ストレスプロフィール評価、仕事のストレス判定図）を委託者の指定先に納品する。

② 経年比較対応として、委託者が提供するデータにより前年度との比較情報を表示する。

(4) 受検データの分析

紙面調査票による受検データは、クラウド型システム（Web）の受検データと一元的に管理し、分析等ができること。

4 納入物件

(1) システム環境設定書（URL、管理者計のID／パスワード、利用制限等）

(2) 操作マニュアル

受検者用の操作マニュアルを電子データとして提供することとし、オンラインマニュアルがあることが望ましい。

(3) 個人結果

すべての個人結果をCD-R等の電磁媒体で作成し、第三者が閲覧できないよう、パスワードを設定し、納品すること。

(4) 所属、集団毎の集計、分析データ

委託者が指定する所属、集団において、随時、集計及び分析作業を行い、その結果を所属、集団毎に作成のうえ、納品すること。

集計及び分析作業の回数、時期及び分析に要する期間は、委託者が別途指示する。

なお、CD-R等の電磁媒体で作成し、第三者が閲覧できないよう、パスワードを設定し納品すること。

(5) 業務完了報告書

以下の実施項目について、岩手県医療局長あてに、業務完了後速やかに提出すること。

実施項目

実 施 項 目	単 位
ストレスチェック	1 人当たり
面談用個人レポート	1 人当たり
回答データファイル	1 部
高ストレス者リスト	1 部
集団集計（回答結果の集計）	146 グループ
集団集計（ストレスプロフィール評価）	146 グループ
集団集計（仕事のストレス判定図）	146 グループ
案内文書同封作業一式（1 枚以内）	1 人当たり

5 システム環境の設定（クラウド型システム）

(1) システム設定要件

- ① 対象職員数（見込み）は、2 のとおりとする。
- ② 発注者は、ストレスチェックを実施するために、受注者が指定するレイアウトで職員情報のマスターデータを作成し、C S V形式のファイルとして提供するものとする。
- ③ 管理者等区分ごとに権限を設定すること。なお、I D数や詳細権限の条件は、別途打ち合わせにより確定するものとする。
- ④ 職員（受検者）がストレスチェックを受検できる期間は、発注者が別途指定するものとする。なお、当該期間以外でも受検できるようにする。
- ⑤ 受検者のストレスチェック結果をW e b上で閲覧、分析、印刷できるよう各種設定を行うこと。
- ⑥ 受検者の回答データ、ストレスチェック結果、集団分析結果等の各種データについては、C S V形式のファイルとして保存することができること。
また、発注者の求めに応じて、当該データを随時提供すること。

(2) 信頼性要件

- ① 2に掲げる対象職員数（見込み）を扱っても問題が生じない信頼性を有すること。
- ② 複数の職員が同時に使用した場合、データの整合性が失われ、処理が停止することがないようにすること。
- ③ 各サーバは、システムで求められる運用を考慮し、重要なものについては負荷分散構成、クラスタ構成等により信頼性を確保すること。
- ④ 商用電源による電力供給が停止した場合でも、ハードウェア、ソフトウェア及びデータが破損しないよう給電対策を講じること。
- ⑤ 職員の回答データ及び職員情報データは、契約期間中、1 日 1 回、バックアップを行い、バックアップデータは必要に応じて発注者にC S Vファイル等として提供することができること。

(3) セキュリティ要件

- ① 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度（ISMS）に関して、JISQ27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- ② 受注者において、職員情報、ストレスチェック結果、集団分析結果等のデータベースへのアクセスは、権限を有する者が必要な項目のみ可能とすること。
- ③ システムとの接続は、暗号化通信S S L（T L S 1. 2以上）により実施できること。

6 詳細機能

(1) 職員向けシステム機能

- ① 受検者が使用するインターネットに接続された1人1台パソコンから調査票を用いて受検することができ、結果がシステムに保存されること。
- ② 受検者が、1人1台パソコンの画面上から各種項目に回答すると、調査票からのフィードバックとして、その場で個人のストレス評価結果をグラフやメッセージで表示できる機能を有していること。なお、結果の通知は、次の内容を表示できること。
 - (ア) 個人のストレスプロフィール（個人ごとのストレスの特徴や傾向を数値、図表等で示したもので、次の3つの項目ごとの点数を含むこと）
 - a 職場における当該職員の心理的な負担の原因に関する項目
 - b 当該職員の心理的な負担による心身の自覚症状に関する項目
 - c 職場における他の職員による当該職員への支援に関する項目
 - (イ) ストレスの程度（高ストレスに該当するかどうかを示した評価結果）
 - (ウ) セルフケアのためのアドバイス
 - (エ) 受検者が、自身のストレスチェック結果を事業者側に提供することについて、「同意する」又は「同意しない」の意思表示ができること。
 - (オ) 受検の結果、高ストレス者に該当した場合は、画面上で実施者から医師による面接指導の勧奨（メッセージ）を行うとともに、実施者あてに面接指導の申出を行う機能（実施者あてに面接指導申出の通知メールが送信される機能）を有していること。

(2) 管理者等向けシステム機能

職員向けシステム機能で蓄積された職員の受検データをもとに、以下の分析機能を有すること。なお、分析のためにはあらかじめ職員個人の所属や役職等の属性を別途定義する仕組みがあり、それらを指定しての閲覧が可能であること。

- ① 職員個々及び所属単位での受検状況を確認できること。
- ② 受検者個人のストレスチェック結果

実施者は、受検者個人のストレスチェック結果のデータ分析が閲覧できること。

 - (ア) 閲覧できる項目には、次の内容が含まれること。
 - a 職員番号、氏名、性別、所属等について、管理者があらかじめ登録する項目
 - b 質問選択値
 - c 因子毎のストレス評価値
 - d 簡易採点法に基づく結果
 - e ストレスに関する症状、不調の9項目（平成22年12月、労働政策審議会により建議された「今後の職場における安全衛生対策について～職場におけるメンタルヘルス対策の推進～」において、独立行政法人労働安全衛生総合研究所が提案した「疲労」、「不安」及び「抑うつ」の3尺度に基づく9項目をいう。）
 - (イ) 発注者の指示により随時分析が行えること。
 - (ウ) 職員個人の回答結果データについて、氏名、性別、所属、簡易採点法に基づく結果、勤務地等の抽出条件を指定した絞り込み検索機能を有すること。
 - (エ) 参照データはCSVファイルとしてダウンロードできること。
 - (オ) 上記(ア)c、d及びeの集計結果から、高ストレス者等、面接指導勧奨対象候補者を任意の条件で抽出できること。
- ③ 高ストレス者の選定

「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（令和3年2月改訂厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室）に基づく評価基準で選定できること。
- ④ 高ストレス者の抽出

職員の受検後、実施者は、高ストレス者に該当する者を一覧で抽出し、確認できる仕組みを有すること。

⑤ 面接指導対応

実施者は、面接指導の申出を行った職員の一覧より、次の運用ができること。

- (ア) 面接指導を希望した職員の情報を一覧で参照できること。
- (イ) 上記(ア)の情報について個別確認ができること。
- (ウ) 面接指導結果の記録、確認ができること。

⑥ 所属、集団ごとの集計、分析

実施期間終了後、受注者において集計、分析を行った後、実施者は、次の機能により集団ごとの分析結果が確認できること。

- (ア) 発注者が指定した所属、集団ごと（複数の所属を対象、一の所属を細分化した単位等）に、仕事上の心理的なストレス要因を評価し、それが職員のストレス（ストレス反応）や健康リスクにどの程度影響を与えているかについて、厚生労働省「作業関連疾患の予防に関する研究」の成果物である「仕事のストレス判定図」（以下「判定図」という。）により確認できること。
- (イ) 上記(ア)については、報告書としても利用可能な形式で出力することが可能なものであること。
- (ウ) 参照項目について3つ以上の抽出条件を指定した絞り込み検索機能を有すること。
- (エ) 所属等の絞り込みをした単位で、ストレスによる健康リスク、判定図及び調査票の結果を評価できること。
- (オ) 判定図については、集団ごとに男女別々と男女混合で評価できることに加え、職場の男女構成比で平均値を算出し、評価できること。
- (カ) 判定図の集団ごとの分析データは、複数の集団の結果をひとつの画面上に表示し、相互比較ができること。
- (キ) 所属などの絞り込みをした単位で、ストレスによる健康リスク、判定図及び調査票の結果を評価できること。
- (ク) 受注者は、調査票の結果を集計し、職場の回答の傾向等を示したレポートを作成すること。
- (ケ) 労働基準監督署に提出する「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」に記載するために必要となる項目の値を出力できること。この場合、出力したい項目は所属ごとに絞り込むことができること。

⑦ その他の機能

- (ア) 対象となる職員はあらかじめシステム内に名簿として登録しておく仕組みとし、職員の追加登録や内容の修正、名簿からの削除等が容易な操作として行えるものであること。
- (イ) IDのマスタ登録等が円滑に行うことができるよう、受注者がサポートすることとし、サポート窓口を設けること。
- (ウ) 職員個々及び所属単位での利用状況等を確認できること。
- (エ) 利用案内、受検勧奨、面接指導勧奨等において、簡易な操作で一度に多数の職員あてにメールを送信できる機能を有すること。
- (オ) 指定する個人の結果を削除できること。
- (カ) 紙面による調査票を用いて受検した場合、実施者が代行で受検データを登録できる仕組みがあること。

7 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委託者及び受託者が協議して定めることとする。

岩手県立〇〇病院令和 8 年度心理的な負担の程度を把握するための検査実施要領

(趣旨)

第 1 この要領は、労働安全衛生法第 66 条の 10 及び医療局企業職員安全衛生管理規程（昭和 62 年岩手県医療局管理規程第 16 号）第 45 条に定める心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ストレスチェックの実施者等)

第 2 ストレスチェックの実施者（以下「実施者」という。）は、産業医とする。

2 実施業務の一部を外部機関に委託して実施するものとする。

(ストレスチェックの実施事務従事者)

第 3 実施者の指示のもと、ストレスチェックの実施事務従事者（以下「実施事務従事者」という。）として、事務局職員に、ストレスチェックの実施日程の調整・連絡、調査票の配布、回収等の各種事務処理を担当させる。

(実施時期等)

第 4 ストレスチェックは、全職員（会計年度任用職員を含み、休職者を除く）（以下「職員」という。）を対象に別に医療局長が定める期間内に実施するものとする。

(受検の方法等)

第 5 職員は、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、設定した期間中にストレスチェックを受けるよう努めなければならない。

2 ストレスチェックは、職員の健康管理を適切に行い、メンタルヘルス不調を予防する目的で行うものであることから、ストレスチェックにおいて職員は自身のストレスの状況をありのままに回答するものとする。

3 なるべく全ての職員がストレスチェックを受けるよう、職員の提出の状況を可能な限り把握し、提出していない職員に対しては提出の勧奨を行う。

(調査票及び方法)

第 6 ストレスチェックは、別に定める調査票を用いて行う。

(ストレスの程度の評価方法・高ストレス者の選定方法)

第 7 ストレスチェックの個人結果の評価は、「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」（平成 27 年 5 月 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。）に示されている素点換算表を用いて換算し、その結果をレーダーチャートに示すことにより行う。

2 高ストレス者の選定は、マニュアルに示されている「評価基準の例（その 1）」に準拠し、以下のいずれかを満たす者を高ストレス者とする。

① 「心身のストレス反応」（29 項目）の合計点数が 77 点以上である者

② 「仕事のストレス要因」（17 項目）及び「周囲のサポート」（9 項目）を合算した合計点数が 76 点以上であって、かつ「心身のストレス反応」（29 項目）の合計点数が 63 点以上の者

(ストレスチェック結果の通知方法)

第 8 ストレスチェックの個人結果は、紙媒体で受検者へ通知するものとし、封筒に封入し配付する。

(セルフケア)

第9 職員は、ストレスチェックの結果及び結果に記載された助言・指導に基づいて、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならない。

(面接指導の実施)

第10 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、産業医が実施する。

2 職員が面接指導を希望する場合は、所属長に様式第1号に定める「面接指導申出書」を提出し、実施事務従事者は日程及び場所を調整のうえ実施について職員に通知する。

3 面接指導実施後、所属長は産業医に対し様式第2号に定める「面接指導結果報告書」の交付を求め、必要に応じて就業上の措置を講ずる。

(集計・分析の対象集団)

第11 ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析は、**所属単位及び職種単位**で行う。

※基幹病院（中央、大船渡、釜石、宮古、胆沢、磐井、久慈、中部、二戸）の場合

なお、職種については<別紙>のとおり、医師、看護、薬剤、放射線、検査、リハビリテーション、栄養、事務、その他職種の9職種とする。

※地域病院（遠野、高田、江刺、千厩、一戸、大槌、山田、軽米、大東、東和、南光）の場合

なお、職種については<別紙>のとおり、医師、看護、コメディカル、事務・その他職種の4職種とする。

(ストレスチェック結果の記録の保存及びセキュリティの確保)

第12 ストレスチェック結果及び面接指導結果の記録は5年間保存する。その場合、ストレスチェック結果等が第三者に閲覧されることがないように、事務局長が責任をもって管理をしなければならない。

(ストレスチェックの結果の共有)

第13 ストレスチェックの結果は、本人の同意がない限り所属に提供されない。

2 同意の確認はストレスチェックの結果が本人に通知された後に実施するものとする。

3 職員の同意を得て提供されたストレスチェックの結果の写しは、院長、事務局長及び総看護師長が保有できるものとし、提供されたストレスチェック結果は第三者に閲覧されることがないように、責任をもって管理をしなければならない。

(集団ごとの集計・分析結果の共有範囲)

第14 集団ごとの集計・分析結果とその結果に基づいて実施した措置の内容は、実施者が衛生委員会に報告する。但し、集団規模が10人未満であった場合は個人が特定されるおそれがあるため、その全員の同意が得られた場合に限り、衛生委員会へ結果を報告すること。

(健康情報の取扱いの範囲)

第15 ストレスチェックに関して取り扱われる職員の健康情報のうち、診断名、検査値、具体的な愁訴の内容等の生データや詳細な医学的情報は、実施者が取り扱わなければならない、関連情報を提供する際には、適切に加工しなければならない。

(その他)

第16 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

<別紙>（基幹病院用）

集団集計・分析に係る職種区分について

職種	職種区分
医師	01 医師
看護	02 看護
薬剤	31 薬剤
放射線	32 放射線
検査	33 検査
理学療法	34 リハビリテーション
作業療法	
言語聴覚	
理療	
栄養管理	35 栄養
調理	
事務	41 事務
医療相談	42 その他職種
視能訓練	
臨床工学	
臨床心理	
歯科衛生	
技能労務	
その他職種	
集団分析実施 職種数 合計	9職種

<別紙> (地域病院用)

集団集計・分析に係る職種区分について

職種	職種区分
医師	01 医師
看護	02 看護
薬剤	03 コメディカル
放射線	
検査	
理学療法	
作業療法	
言語聴覚	
理療	
栄養管理	
調理	
事務	04 事務・その他職種
医療相談	
視能訓練	
臨床工学	
臨床心理	
歯科衛生	
技能労務	
その他職種	
集団分析実施 職種数 合計	4職種

(様式第 1 号)

面接指導申出書

私はストレスチェックの結果、高いストレス状態にあると判定されたため、医師による面接指導を希望します。

令和 年 月 日
所属

職・氏名

面接指導の実施にあたり配慮を求める事項

--

(様式第2号)

面接指導結果報告書					
対象者		氏名	所属		
			男・女	年齢	歳
勤務の状況 (労働時間、 労働時間以外の要因)					
心理的な負担の状況		(ストレスチェック結果) A. ストレスの要因 _____点 B. 心身の自覚症状 _____点 C. 周囲の支援 _____点		(医学的所見に関する特記事項)	
その他の心身の状況		0. 所見なし 1. 所見あり ()			
面接医師判定	本人への指導区分 ※複数選択可	0. 措置不要 1. 要保健指導 2. 要経過観察 3. 要再面接（時期： ） 4. 現病治療継続 又は 医療機関紹介			(その他特記事項)

就業上の措置に係る意見書					
就業区分		0. 通常勤務 1. 就業制限・配慮 2. 要休業			
就業上の措置	労働時間の短縮 (考えられるものに○)	0. 特に指示なし		4. 変形労働時間制または裁量労働制の対象からの除外	
		1. 時間外労働の制限 _____ 時間／月まで		5. 就業の禁止（休暇・休養の指示）	
		2. 時間外労働の禁止		6. その他	
		3. 就業時間を制限 _____ 時 分 ～ 時 分			
	労働時間以外の項目 (考えられるものに○を付け、措置の内容を具体的に記述)	主要項目	a. 就業場所の変更 b. 作業の転換 c. 深夜業の回数の減少 d. 昼間勤務への転換 e. その他		
		1)			
		2)			
3)					
措置期間		_____ 日・ 週 ・ 月 又は 年 月 日～ 年 月 日			
職場環境の改善に関する意見					
医療機関への受診配慮等					
その他 (連絡事項等)					

医師の所属先	年 月 日（実施年月日）	
	医師氏名	

集団集計・分析に係る職種区分について

職種	基幹病院	地域病院
医師	01 医師	01 医師
看護	02 看護	02 看護
薬剤	31 薬剤	03 コメディカル
放射線	32 放射線	
検査	33 検査	
理学療法	34 リハビリテーション	
作業療法		
言語聴覚		
理療		
栄養管理	35 栄養	
調理		
事務	41 事務	04 事務・その他職種
医療相談	42 その他職種	
視能訓練		
臨床工学		
臨床心理		
歯科衛生		
技能労務		
その他職種		
集団分析実施 職種数 合計	9職種	4職種

■ ストレスチェック実施の流れ（令和8年度）

